専門業務型裁量労働制に関する労使協定書

　株式会社XX建築設計（以下「会社」という）と社員代表　△△　△△（以下「社員代表」という）は、専門業務型裁量労働制に関し、次のとおり協定する。

（対象社員）

第１条　本協定は、次の各号に掲げる社員（以下「対象社員」という）に適用する。

　　（1）一級建築士として建物の設計業務に従事する社員

　　（2）二級建築士として建物の設計業務に従事する社員

（専門業務型裁量労働制の原則）

第２条　対象社員に対して、会社は、業務遂行の手段及び時間配分の決定等につき具体的な指示を行わないものとする。

（みなし労働時間）

第３条　対象社員は、所定労働日に勤務したときは、就業規則第○条に規定された就業時間にかかわらず、1日9時間労働したものとみなす。

（時間外手当）

第４条　みなし労働時間が、就業規則第○条に規定された所定労働時間を超える部分については、当該時間を所定外労働として取り扱い、賃金規程第○条に規定された割増賃金を支払う。

（休憩・休日）

第５条　対象社員の休憩、所定休日については就業規則第○条及び第○条に規定されているところによる。

（対象社員の出勤等の際の手続）

第６条　対象社員は、出勤した日については、入退室時に時刻の記録を行わなければならない。

　２． 対象社員が、出張等の事情により事業場外で従事するときは、事前に所属長の承認を得てこれを行わなければならず、所属長の承認を得た場合に、本協定第3条に定める労働時間労働したものとみなす。

　３． 対象社員が、所定休日に勤務するときは、休日に関する労使協定の範囲内で、事前に所属長に申請し、許可を受けなければならない。所属長の許可を受けた場合に、当該休日労働に対して、賃金規程第○条に規定された割増賃金を支払う。

　４． 対象社員が、深夜に勤務する場合は、事前に所属長に申請し、許可を受けなければならない。所属長の許可を受けた場合に、当該深夜労働に対して、賃金規程第○条に規定された割増賃金を支払う。

（対象社員の健康と福祉の確保）

第７条　対象社員の健康と福祉を確保するために、次の措置を講ずるものとする。

　１． 対象社員の健康状態を把握するために、所属長は、入退室時間の記録を確認し、対象社員の就業時間を把握する。

　２． 1カ月に1回、所属長が健康状態について対象社員にヒアリングを行い、必要に応じて特別健康診断を実施する。

　３． 会社が必要と認めた対象社員に対して、特別休暇を付与する。

　４． 人事部に、心身の健康についての相談室を設置する。

（裁量労働制の中止）

第８条　前条の措置の結果、対象社員に専門業務型裁量労働制を適用することが適当でないと認められた場合又は対象社員が専門業務型裁量労働制の適用の中止を申し出た場合は、使用者は、当該労働者に専門業務型裁量労働制を適用しないものとする。

（対象社員の苦情の処理）

第９条　対象社員から苦情等があった場合は、人事部の裁量労働相談室において対応するものとする。

　２． 裁量労働相談室において取り扱う苦情の範囲は次のとおりである。

　　　（1）裁量労働制の運用に関する全般の事項

　　　（2）対象社員に適用している評価制度、これに対応する賃金制度等の処遇制度全般

　３． 裁量労働相談室は、相談者の秘密を厳守し、プライバシーの保護に努めるとともに、必要に応じて実態調査を行い、解決策等を労使に報告する。

（勤務状況等の保存）

第10条　使用者は、対象社員の勤務状況、健康と福祉確保のために講じた措置、苦情について講じた措置の記録を、この協定の有効期間の始期から有効期間満了後3年を経過するときまで保存することとする。

（有効期間）

第11 条　本協定の有効期間は、令和○年○月○日から1年間とする。

　　令和○年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社XX建築設計

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社員代表　　　　　△△　△△　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社XX建築設計

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役社長　　■■　■■　　　印